

共通ロゴマークの変更に伴う個別ロゴマークの変更について

1. 共通ロゴマークの変更について

- 平成 22 年度環境技術実証事業検討会において、「平成 22 年度環境技術実証事業実施要領」に定める共通ロゴマークについて、下記に示す文字サイズ等のデザインを調整した新たなロゴマークを定めることになった。それを受けて平成 22 年度の実証技術に対してデザイン調整後のロゴマークを交付することとなった。



2. 閉鎖性海域における水環境改善技術分野における個別ロゴマーク

- 個別ロゴマークについても、共通部分のデザイン調整に伴い変更を行った。本分野においては、平成 22 年度の第 1 回ワーキンググループにて承認をいただいた個別記載の事項は変更せずに、見やすさ等のデザインのみを調整。



3. ロゴマークの移行措置

- デザイン調整後のロゴマークは、平成 22 年度実証技術から交付開始。
- また、過去に実証した技術に対しても、デザイン調整後のロゴマークを交付。各実証申請者等に対しては、旧ロゴマークからの切り替えを推奨。
- ただし、ロゴマークの切り替え期限・義務は特段設けず、実証申請者各々の好適なタイミングでも容認。
- 当面、ＥＴＶウェブサイトには、新旧ロゴマークとも掲載するが、今後とも、継続的な周知を行う。